

令和7年度 いじめ防止基本方針

富山市立朝日小学校

(1) 朝日小学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

富山市立朝日小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止・対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「朝日小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

(2) 基本理念

いじめの定義

(定義) 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(法第2条。以下、枠内は法の条文。)

いじめの防止等の対策はいじめが全ての子供にかかわる問題であることから、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめられた子供の心身にいじめが深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子供が十分に理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

(2) 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- ・小規模校故に人間関係が固定化してしまう傾向にあり、場合によっては、仲間はずれやからかい、悪口等が見られることもあります。今年度も引き続き、日常の指導や教育相談等で継続的な指導を行っています。
- ・児童同士のトラブルがあったときは、双方の気持ちを聴いた上で、個別指導を行うとともに、全教職員が互いの言動を見守り、トラブルへの早期対応を続けています。教育相談、学校生活アンケートはもとより、日々、児童の様子から情報をキャッチするとともに、共通理解を図りながら未然防止、早期対応・解決を行います。そして、継続的な見守りを行っていきま

す。

(2) 本校の課題

- ・全校児童91名という少人数であり、各学級15名前後の編制となっています。少人数のメリットとして、「互いの顔と名前が全員分かる」「ずっと一緒になので仲がよい」といった面があります。デメリットとして、「児童の人間関係が固定化、序列化して逃げ場がない」「競争が欠如しがちである」という面があります。
- ・本校でのいじめは、児童の人間関係の固定化や序列化が原因にあることもあります。また、互いに気を遣いすぎることもあり、「嫌なことは嫌」と自分の意見をはっきり言えないことが、いじめにつながっている場合があると考えています。

(3) いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止のための取組

- ・誰もが朝日小学校の大切な一員であり、かけがえのない仲間であるという自覚を持つことができるよう、全教職員が一丸となった指導を推進していきます。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努めます。
- ・道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、子供の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努めます。
- ・なかよし班活動、体育タイム（全校体育）、聴き合い活動などを通して、自己有用感や自己肯定感を高め、いじめを生まない学校づくりに努めます。
- ・聴き合い活動の充実を土台にして、一人一人を大切にし、学び合える授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。
- ・子供が自らいじめの問題について学び、子供自らがいじめの防止を訴えるような取組（集会活動等での聴き合いを中心に）を推進します。
- ・いじめの内容や指導上の留意点などについて、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組みます。
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、隨時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努めます。

※参照 【表1 いじめ問題への取組の年間指導計画】

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・休み時間や放課後の子供の様子、日記等での子供との日常のやりとり、子供理解の時間（ほう・れん・そうタイム）や個人面談や家庭訪問等を通して

て、子供の変化を見逃さず見守ります。

- ・いじめに関するどんな情報も学校の教職員全員で共有し、解消に向け、迅速に取り組みます。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談、いじめの実態把握に努め、子供が日々ろからいじめを訴えやすい環境づくりに努めます。
- ・子供や保護者が、教職員に気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努めます。
- ・児童生徒に貸与された一人1台端末に搭載された「教育相談受付システム」を活用するなど、児童生徒の抱える悩みを把握し、解消に向け適切に働きかけます。

(3) いじめが起きたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場ですぐにその行為を止めさせます。
- ・子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、丁寧に対応し、いじめられた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保します。
- ・いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「朝日小いじめ防止・対策委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応します。

※参照 【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

- ・速やかにいじめの事実の有無を確認し、結果は、市教育委員会に報告し、いじめられた子供といじめた子供それぞれの保護者に連絡します。
- ・犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、富山西警察署と相談をして対応します。
- ・いじめられた子供とその保護者へは次のような支援を行います。
 - ア　徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子供の安全を確保します。
 - イ　必要に応じ、いじめた子供を別室で指導すること等で、いじめられた子供が落ち着いて教育を受けられるようにします。
 - ウ　状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組みます。
- ・いじめた子供とその保護者へは次のように指導・助言を行います。
 - ア　複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努めます。
 - イ　保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。
 - ウ　いじめた子供へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす犯罪行為に当たる可能性があることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。

エ　いじめの背景にも目を向けていじめた子供のプライバシーには十分に留意した対応を行います。

オ　警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子供の健全な成長を促すことを目的に行います。

- ・いじめが起きた集団の子供に対しては、自分の問題としてとらえさせるとともに、その中で同調していた子供に対しては、同調はいじめに加担する行為であることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てます。
- ・謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続けます。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導します。
- ・ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知します。
- ・パスワード付きサイトやSNS、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努めます。
- ・いじめが、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していきます。

(4) 重大事態への対応について

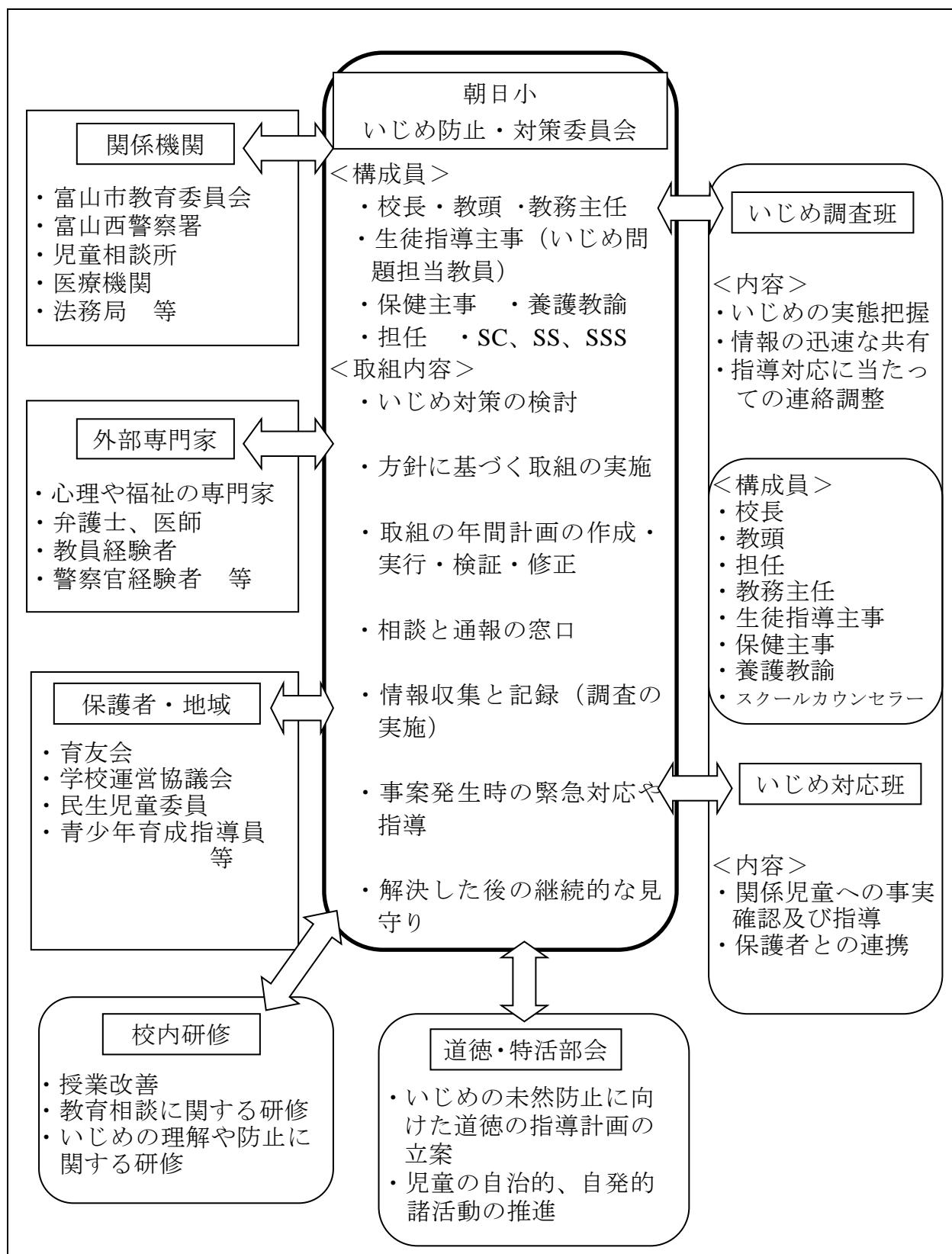
(1) 重大事態とは

- | |
|--|
| ア 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
(児童が自殺を企図した場合等) |
| イ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(年間30日を目安として、一定期間連續して欠席しているような場合) |
| ※「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」 |

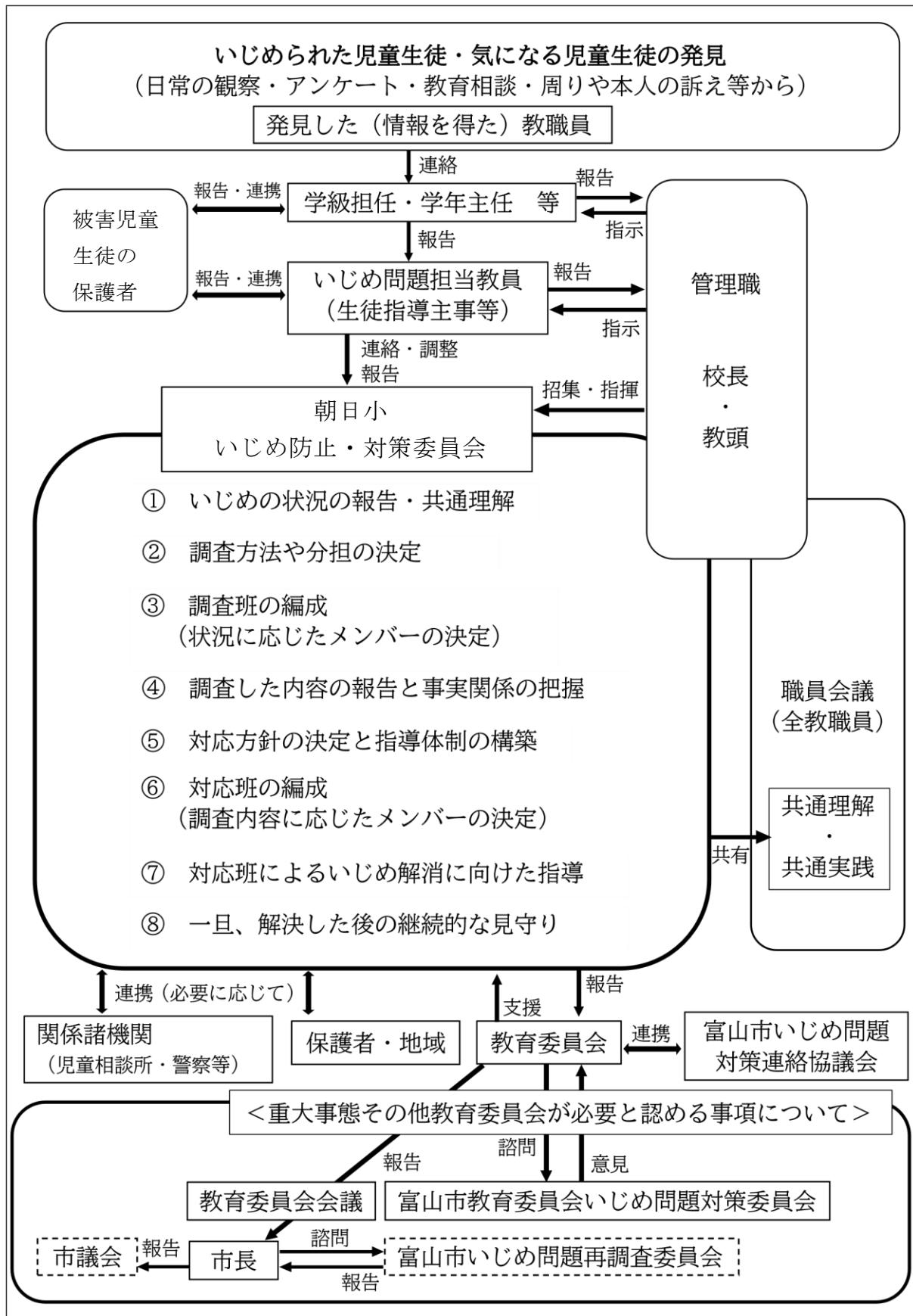
(2) 重大事態への対応についての留意事項

- ・速やかに富山市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たります。
- ・学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配付や緊急保護者会の開催を行います。
- ・事案によっては、マスコミの対応も考えられるので対応の窓口を教頭とし、適切な対応に努めます。

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】
(法第22条に基づく組織 <必置>)



【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



【表1 いじめ問題への取組の年間指導計画】

